

公 示 公 告

令和3年1月29日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

- 1 件名
安否確認サービス提供業務
- 2 調達内容、納入期限及び納入場所
別添のとおり（調達資料1のとおり）
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添のとおり（調達資料1のとおり）

見積り合せ要領

件名：安否確認サービス提供業務

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 氏 本 厚 司

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が令和3年1月29日に公示公告した「安否確認サービス提供業務」に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書の本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに参加する者に必要な資格等

最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていないこと。

3 見積り合せに付する事項

(1) 件名 安否確認サービス提供業務

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

令和3年2月26日（金）正午まで（郵送、電子メール又はファクシミリによる提出可）

イ 見積書提出場所

〒102-8651

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課役務調達係

電子メール sc.keiri.ekichou@courts.jp

ファクシミリ 03-3234-0923

※電子メール又はファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

※ファクシミリによる場合は、事前に電話連絡（ダイヤルイン：03-3264-5864）をお願いします。

4 参加者は、上記3(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、本件業務に要する一切の諸経費を含めた金額とし、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額（10%）を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

5 見積書の提出期限（3(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

6 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。

- (2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。
- (3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。

なお、照会は書面又は電子メールによることとします。

- (1) 受付窓口
3(3)イと同じ
- (2) 受付時間
午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
(裁判所の休日を除く。)
- (3) 照会締切
令和3年2月15日(月)正午まで

8 その他

見積書の作成及び提出等にかかる費用は、提出者の負担とします。

安否確認サービス提供業務仕様書

1 業務の目的及び概要

- (1) 自然災害（地震、津波、台風等）発生後、最高裁判所（以下「発注者」という。）は、中央省庁等の関係機関と連携して、災害発生状況等に関する情報を正確かつ早急に把握しながら、緊急を要する裁判事務や司法行政上の重要な判断を含む緊急業務に速やかに着手することが必要である。その際に、職員の安否確認は、緊急業務遂行のための人的資源確保の前提となることから、組織として実施すべき重要な業務と位置づけられる。
- (2) 安否確認システム（以下、「本システム」という。）は、インターネットに接続可能な携帯電話及びパソコン等情報通信機器にて、自然災害発生時における最高裁判所の職員（以下、「利用者」という。）の安否確認、集約及び情報全般の配信を迅速に行うためのシステムであり、本仕様書はその利用に係るサービス（以下、「本サービス」という。）の整備を行うものである。

2 システム

本システムは、ASP サービス型のシステムであること。

3 機能

(1) 基本機能

ア 利用者への電子メールの一斉配信（以下「一斉配信」という。）に対し、利用者から応答が可能なこと。

電子メール送信は、災害発生等により、ネットワークが混雑している場合でも、携帯電話会社（大手3キャリア）で制限されることなく請負者から携帯電話会社へメールが送信されること。また、請負業者（以下「受注者」という。）と主な携帯電話会社の間での輻輳規制を受けない、特定接続が行われていること。

イ システム障害や輻輳等で電子メールの利用が困難な場合、利用者が ID・パスワード等の個人認証コードを入力しなくても、簡易にかつ自主的に安否、登庁可否等の項目を報告可能なこと。

ウ インターネットに接続可能な携帯電話からの利用は、日本国内でサービスを提供している全てのキャリアの機種に対応していること。

エ 一斉配信は、安否確認以外の目的（例えば、緊急連絡等）でも容易に利用可能であり、システムの管理権限を付与された利用者（以下「システム管理者」という。）により一斉配信可能なこと。

オ 利用者を、複数階層グループで管理が可能なこと。また、グループごとに管理者（以下「グループ管理者」という。）を設定可能なこと（以下、システム管理

者とグループ管理者を併せて「管理者」という。)

カ 1利用者につき1つ以上の地域を登録可能なこと。

キ 1利用者につき1つ以上の電子メールアドレスを登録可能なこと。

ク 1利用者につき3以上のグループに属することが可能なこと。

ケ 1利用者につき1つのIDと利用者が登録可能なこと。

(以下、利用者に関する上記オ～ケの情報を「利用者データ」という。)

コ 利用者の応答状況について、応答済み、未回答などの項目ごとに、配信数に対し集計を行い、管理者により集計結果が容易に確認可能なこと。

サ 発注者があらかじめ設定した震度以上の地震が発生した場合、発注者のシステム管理者に代わり、受注者が、安否確認メールの代行送信を直ちに行うこと。

シ 同時期に発生した複数の災害に対して、複数災害事象として同時に管理ができ、各々の事象ごとに安否確認が行えること。

ス 大規模地震が発生した場合、気象庁発表情報を元に、単にシステムの安否確認メールを送信するのではなく、誤報か否か等の情報の正確性を判断するための人による判断を行い、安否確認メールを送信できる仕組みであること。

また、大規模地震の際、余震については一定の判断の下で、本震とした一つの事象として管理が可能であり、余震発生毎に不要な安否確認メールが送信されない工夫がされていること。

(2) システム管理者機能

ア 利用者を対象とした、一斉配信用電子メールの作成・送信が容易に可能なこと。

イ インターネットに接続可能な携帯電話及びパソコン等情報通信機器から一斉配信、安否状況確認等の操作が容易に可能なこと。

ウ 安否、登録可否等の設問及びそれに対する回答の文面を任意に設定が可能なこと。

エ 利用者が、一斉配信に対して未応答であった場合、該当者のみに対して再度の一斉配信が容易に可能なこと。

オ 一斉配信の送信履歴確認が容易なこと。

カ 使用者個別指定及びグループ指定による一斉配信が可能なこと。

キ グループへの利用者の追加・削除及び変更が簡易に行える機能を有すること。

ク 利用者の電子メールアドレスの登録状況が容易に可能なこと。

ケ 登録してある各利用者の電子メールアドレスが有効であるか無効であるか、定期的にシステムが確認し、その結果をシステム管理者が閲覧可能である機能を備えていること。

コ システム管理者による利用者データの一括登録・更新が容易に可能なこと。

サ システム管理者による利用者データの一括ダウンロードが容易に可能とする

こと。

シ 利用者データの更新が翌日までに反映される仕組みを提供すること。

ス 利用者データをダウンロードする場合、利用者の電子メールアドレスは、システム管理者であっても抽出不可であること（ドメイン部分を除く。）。

(3) グループ管理者機能

ア システム管理者とは別に、グループ管理者を50名以上設定可能なこと。

イ 1つのグループに2名以上のグループ管理者を登録可能なこと。

ウ 設定された配下のグループ情報についてのみ閲覧・管理できるものとする。

エ 設定された配下のグループの職員の応答内容に対し、返答が可能なこと。

4 性能

(1) 1000名以上に対し、簡易的な操作で一斉配信が可能なこと。

(2) 大量の一斉メール配信時における輻輳対策を講じること。

5 信頼性

(1) 災害発生時に主たる拠点が倒壊し、サービス提供ができなくなった場合は、本サービスを停止することなく別の拠点にてサービス提供が可能なこと。

(2) 新機種の携帯電話及びパソコン等情報通信機器が発売された場合には、新機種においても本システムが利用可能になるよう対応を行うこと。

(3) 震度5強以上の地震発生時に1000名以上の対象人員に対して地震速報情報及び安否確認をメールで滞りなく配信した実績を有すること。

6 セキュリティ

(1) 内閣官房情報セキュリティセンターが公表した最新の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」を準拠すること。

(2) 情報漏洩対策として、本システムに利用者がアクセスした際に受信する情報は受信者側の端末に蓄積させないこととし、原則サーバ側に蓄積させた情報を、受信者側から参照可能なこと。

(3) 個人情報や管理機能部分においては、SSL/TLSによる暗号化機能を付加したプロトコルでサーバとブラウザ間の通信を暗号化すること。

(4) 本システムへの不正ログインを防止する機能を有していること。

(5) 本システムをASPサービスで提供するに当たり、登録された発注者の利用者情報等のデータは発注者の利用する領域に専用で確保すること。

(6) 提供された発注者専用のシステム・データ領域については、利用者及び発注者向け本

システムの保守・運用監視のために必要な者のみアクセス可能とする対策を講じること。

- (7) 受注者は、「ISO/IEC 27001」又は「JISQ 27001」に基づく情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていることを最高裁判所に対し、認証登録証の写しなどにより疎明できること。又はJISQ 15001に適合したマネジメントシステムを有することについて、第三者の制度による認証を受けていること。
- (8) 受注者は、本サービスの契約（以下、「本契約」という。）内容の全部又は一部を発注者の承諾を得ないで第三者に再委託しないこと。
- (9) 個人情報の取扱については以下のとおり定める。
 - ア 受注者は、本契約の締結及び実施に当たり知り得た発注者の機密情報を契約期間中であるか契約終了後であるかを問わず、一切第三者に漏えいしてはならない。
 - イ 受注者は、機密情報を取り扱う場合、管理者を定め、本契約の目的に限り、使用又は利用可能とすること。
 - ウ 受注者は、個人情報を機密情報と同等以上として扱い、細心の注意義務をもって管理し、知る必要のある従業員（以下、「関係者」という。）のみに必要最小限の範囲で開示するものとし、その他の従業員には開示しないこと。
 - エ 受注者は、関係者（個人情報の開示を受けた後、退職した者も含む。）に対し、上記ウで定める受注者の義務と同等の義務を負わせるものとする。
 - オ 受注者は、本契約が終了した場には、発注者の指示に従い、それらの情報・資料等について破棄又は返却等の措置を取ること。
 - カ 受注者は、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（最終改正平成29年9月14日総務省告示第297号）を遵守すること。

7 保守・運用監視

- (1) 24時間365日、本サービスの運用監視及び保守を行うこと。
- (2) 本サービス提供期間中、本サービスの利用全般に対し、障害等が発生した場合には、責任をもった原因の特定・切分け、対処案の策定のための速やかな情報提供を発注者が指定した監督職員へ行うとともに、受注者の負担で障害等の対応を行うこと。
- (3) 定期的に、発注者が指定した特定のシステム管理者宛てに訓練用の災害通知メールを送信し、正常にメールが受信されていることを確認すること。

8 データセンター

- (1) 本サービスは、国内2か所以上のデータセンター内に配置されたシステムで提供されるサービスであること。
- (2) 相互のデータセンター間は、概ね300キロメートル以上離れていること。

- (3) 本サービス提供のための主たる拠点となるデータセンターについては災害監視及びシステム監視要員が常駐し、24時間365日、データセンターの運用監視及び保守を行うこと。
- (4) 本サービスを提供するデータセンターは以下の耐震強度を有すること。
 - ア 主たる拠点 震度7相当の地震で建物が崩壊しないこと
 - イ その他の拠点 震度6相当の地震で建物が崩壊しないこと

9 利用者数（予定）

- (1) システム管理者数 5人
- (2) グループ管理者数 50人
- (3) 同時アクセス可能管理者数 50人
- (4) 安否確認利用者数 1000人

10 契約（利用）期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

11 提出物

受注者は、契約締結後、速やかに以下の物品を紙媒体及び電子媒体で各一部ずつ提出する。

- (1) 操作説明書（システム管理者用、グループ管理者用）
- (2) 操作説明書（利用者用）
- (3) 環境設定書等

なお、電子媒体は、PDF等のファイルをCD又はDVD等に記録して提出することとし、CD又はDVD等の表面には件名及び納入年月日を明記すること。

おって、提出されたデータについては、受注者は、発注者が利用に必要な範囲で複製又は印刷することを許可するものとする。

12 その他

- (1) 発注者から本サービスの提供に関する運用上必要な情報の提示について要求があった場合には、速やかに対応すること。
- (2) 上記(1)で開示できない情報が発生した場合には、開示できない明確な理由を提示すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、発注者及び受注者との間で協議して定めることとする。